中小企業庁　財務課
03-3501-5803

人権教育・啓発活動支援事業

令和3年度予算額 1.9億円（1.9億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 日本国憲法第13条において、基本的人権の尊重が規定されており、第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されています。
- 本規定も踏まえ、平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、国や地方公共団体の責務として、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施することが規定されています。
- しかしながら、現在においても、セクハラやパワハラ、えせ同和など不当要求行為、インターネットによる人権侵害などが社会問題となっており、人権が尊重される社会を築いていくことの重要性が増しています。
- このため、経済産業省においては、企業等を対象とした人権教育・啓発のためのセミナーや研修、巡回相談事業等を実施することにより、人権の意識を高めることとします。

成果目標

- セミナー等の参加者1万5千人超、巡回指導件数5百件超を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

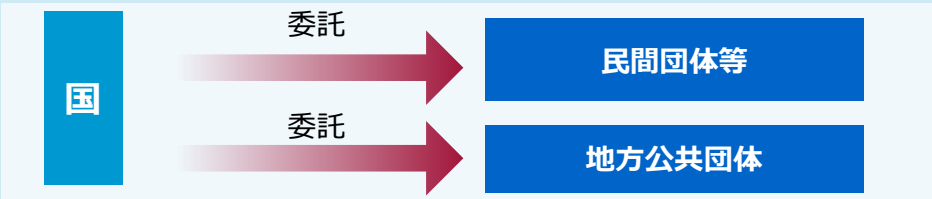

事業イメージ

（１）人権教育・啓発活動推進委託事業

- 国連が進める人権と平和などの活動により、国内でも人権意識が高まり、平成28年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が相次いで制定されています。これらの法律においては、国の責務が明記されています。また、セクハラ、パワハラ問題、ＬＧＢＴに対する偏見、インターネットによる人権侵害などが社会問題化しているなか、特にパワハラ問題については、令和元年に「労働施策総合推進法」の改正がなされ、パワーハラスメントに対する事業者の対策が義務化されました。
- 人権が尊重される社会を実現するためには、企業経営者や従業員への人権教育や啓発が必要であるため、人権教育や啓発の知見のある民間団体等に委託し、企業等を対象に、人権意識を高める取組を実施します。
- 具体的には、中小企業経営者や人権担当者等を対象として、人権の重要性、最近の動向、人権教育・啓発に対する取組事例の紹介、社内教育の方法等に関するセミナーや研修の実施、パンフレット等の作成等を実施します。

（２）人権教育・啓発活動支援委託事業

- 人権教育及び啓発を推進する上では、地方公共団体にも責務が課せられています。このため、国と地方公共団体が連携した地域独自のニーズに即したセミナーや研修、巡回相談を実施します。
- 具体的には、中小企業経営者や従業員等を対象として、その地域独特のニーズに即したセミナーや研修の実施、人権問題への対応に関するきめ細やかな巡回相談事業の実施、資料等の作成等を実施します。